

第2節においては、母子家庭の母の就業支援を直接の目的とする施策のみならず、女性一般の支援を目的とする施策など、結果として、母子家庭の母の就業に資する施策についてもその実施状況を紹介する。

1 女性のチャレンジ支援策の推進

(1) 女性のチャレンジ支援策の推進

男女がともに個性と能力を十分に発揮できる活力ある社会の構築に向け、男女共同参画会議（内閣官房長官を議長として、有識者及び各省大臣等により構成。内閣府に設置）では、「女性のチャレンジ支援策」について調査審議を行い、平成15（2003）年4月に内閣総理大臣及び関係各大臣に対する意見を決定した。

この意見においては、雇用、起業、NPO、農林水産、研究、各種団体、地域、行政等及び国際分野における様々な支援策を盛り込むとともに、各分野に共通する主な支援策として、以下の2つを掲げている（図表2-2-1）。

①女性が活躍できるよう、ポジティブ・アクションを推進

国際的指標であるジェンダー・エンパワーメント指数（GEM）や政策・方針決定過程における女性の参画状況をみると、日本女性の活躍度は極めて低い。このため、国連ナイロビ将来戦略勧告で示された国際的な目標である30%の目標数値や諸外国の状況を踏まえ、社会のあらゆる分野において、平成32（2020）年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待し、各分野においてそれぞれ目標数値と達成期限を定めた自主的な取り組みが進められることを奨励する。

②身近なチャレンジの推進

再就職したい、キャリアアップしたい、起業したい、NPO法人を設立したいなどと様々な分野にチャレンジしたいと考える女性がいつでもどこでも誰でも、欲しい情報を関連機関の垣根を越えて効率的に入手できるよう、関連情報のワンストップ・サービス化、ネットワーク化を推進する。

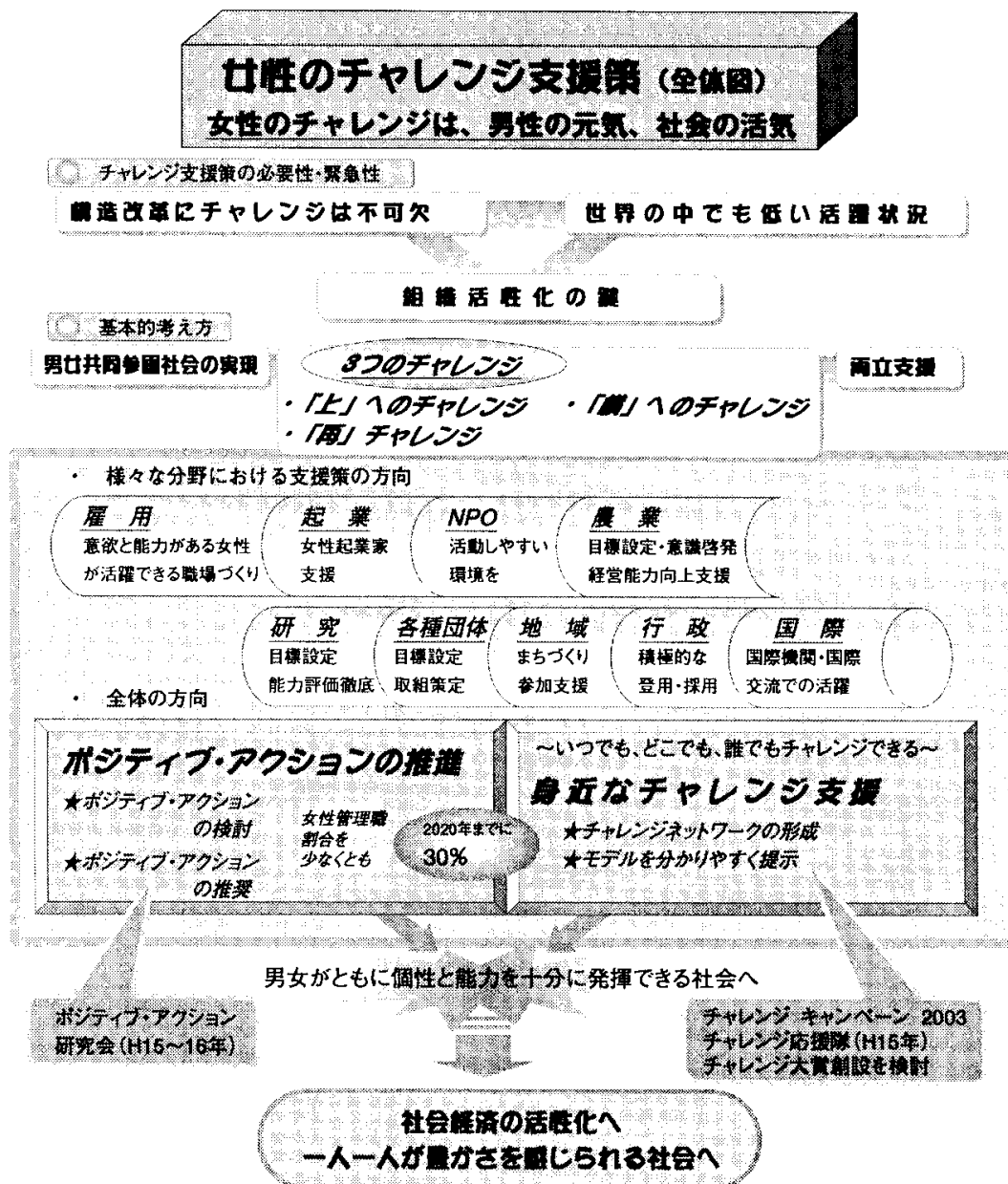
これを受けて、同年6月の男女共同参画推進本部（内閣総理大臣を本部長として、各省大臣等により構成。内閣に設置）では、「女性のチャレンジ支援策の推進について」を決定し、政府が民間に先行して積極的に女性の登用等に取り組むことや、女性のチャレンジ支援のためのネットワーク形成を推進していくことについて、政府全体で取り組むこととした。

平成15（2003）年度においては、チャレンジ支援ネットワーク検討会を開催し、女性のチャレンジ支援のための効率的な情報提供システムのあり方について検討し、「チャレンジ・サイト」（<http://www.gender.go.jp/e-challenge/>）を構築したほか、チャレンジの具体的なイメー

ジを持つことができるよう身近なチャレンジのモデルを提供する「チャレンジ・キャンペーン」を地方公共団体、大学等と協力して実施した。

また、「女性のチャレンジ支援策」においては、個別分野の支援策として、出産・子育てなどによりいったん仕事を辞めた女性の再チャレンジに対する支援策が盛り込まれた。特に、生活面で不安を抱えている母子家庭の母に対するチャレンジ支援策として、平成14（2002）年11月の母子及び寡婦福祉法等の改正等を踏まえ、母子家庭の母に対する具体的な就業支援策を一層推進することとされた。その他、再就職を望む女性を勇気付けるために再チャレンジの良いモデルを示すことや、就業につながるような再教育・再訓練の充実、年齢にかかわらず意欲と能力のある労働者が活躍できる環境の実現に取り組むこととされた。

図表2-2-1 暮らしの構造改革



※ ポジティブ・アクション
社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差改善のため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること

(2) 女性のチャレンジ支援のためのその他の取組み

農山漁村の維持・活性化に大きく貢献している女性について、女性自らの意思による農業経営への参画を促進するため、農林水産省においては、女性のライフステージにあわせた研修、ホームページ等による様々な情報提供等を総合的に実施している。

また、すべての起業する女性を支援するため、経済産業省においては、中小企業金融公庫及び国民生活金融公庫を通じた、優遇金利適用や担保徴求免除の特例等を旨とする融資制度により、女性による開業・創業の支援を行っている。

2 男女の均等な機会の確保対策の推進

働く女性が性別により差別されることなく、その能力を十分発揮できる職場環境を整備するため、以下の施策等を実施している。

(1) 均等取扱いのための行政指導等の実施

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下「男女雇用機会均等法」という。）を一層定着させ、男女の均等取扱い等の確保を図るため、労使を始め関係者に対し、男女雇用機会均等月間を中心に広報啓発活動を実施している。また、男女差別的な取扱いをしている企業に対して、都道府県労働局長の助言、指導、勧告により男女雇用機会均等法違反の是正を図っている。

(2) セクシュアルハラスメントに関する雇用管理上の配慮の徹底

事業主のセクシュアルハラスメントに関する雇用管理上の配慮を徹底するため、男女雇用機会均等法及び「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上配慮すべき事項についての指針」の内容について一層の周知を図るとともに、措置を講じていない事業主に対しては行政指導により措置の実施を求めている。

(3) 企業における女性の能力発揮のための積極的取組（ポジティブ・アクション）の推進

男女労働者の配置や昇進の状況などに事実上の格差が大きい企業に対して、企業における女性の能力発揮のための積極的取組（ポジティブ・アクション）を行うよう促すほか、具体的取組方法についての相談、情報提供等を実施し、企業での取組みを促進している。

また、経営者団体と連携し、厚生労働省及び都道府県労働局ごとに企業のトップや有識者をメンバーとする女性の活躍推進協議会を開催し、企業トップに対し、ポジティブ・アクションの取組みを働きかけるとともに、普及のための様々な取組みを行っている。

さらに、ポジティブ・アクションを積極的に推進している企業に対し、公募による「均等推進企業表彰」を実施しているほか、平成15（2003）年度から個々の企業が事情に応じた目標を立てる際に活用できるよう、同業他社と比較したその企業の女性の活躍状況や取組内容についての診断が受けられるベンチマーク事業を実施している。

(3) フレーフレー・テレフォン事業の推進

育児・介護等を行う労働者を支援するため、育児、介護等の各種サービスに関する相談に応じるとともに、これらに関する情報を電話やインターネット等により提供している。

(4) 育児・介護等のために退職した者に対する再就職支援の推進

育児、介護等のために退職し、将来的に再就職を希望する者に対し、再就職準備に役立つ情報の提供やセミナーの開催などを行っている。また、再就職準備に関する情報及び育児・介護サービスに関する情報をインターネットで総合的に提供している。

5 両立支援ハローワーク

全国12か所に設置されている両立支援ハローワークにおいて、母子家庭の母等、育児、家事、介護等の制約条件を抱えつつ職業に就こうとする者に対し、職業生活と家庭生活との両立が容易になるよう支援しながら、就業希望登録、離職期間中の職業情報の提供、職業講習、きめ細やかな職業相談・職業紹介等を行っている。

従来は、職に就いていない者を対象として、就業希望登録をした者に対し、必要な職業情報等を提供する就業希望登録制度を実施してきたが、平成15（2003）年5月より、その対象者を拡充し、母子家庭の母等であって、現在、臨時・パートタイムの形態で就業しているが、将来的に常用雇用者に移行することを希望しているものを追加した。

両立支援ハローワークの相談実績等は、1か月当たり、相談件数は約26,000件、紹介件数は約25,500件、就職件数は約3,700件である（厚生労働省職業安定局調べ）。

6 無料職業紹介事業者研修会

母子家庭の母、寡婦等の就職困難者に係る労働力需給調整機能を強化し、就職困難者の再就職の促進を図るため、就職困難者に対して就職のあっせんを行う無料職業紹介事業者等に対し研修会を実施している。具体的には、無料職業紹介事業の許可を取得した母子福祉団体や特定非営利活動法人（NPO法人）等、就職困難者に対して就職のあっせんを行う無料職業紹介事業者（法人にあっては、その役員）及び紹介業務従事者を対象とし、（社）全国民間職業紹介事業者協会に委託して、①職業相談（カウンセリング）の実施方法、②民間職業紹介事業をめぐる諸問題について、③就職困難者の態様別の職業紹介方法等といった職業相談・職業紹介に係るノウハウを提供する無料職業紹介事業者研修会を平成16（2004）年3月に行った。